

議員提出議案第7号

ふるさと納税制度の抜本的見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

令和6年10月10日

芦屋市議会議長 帰山 和也 様

提出者 芦屋市議会決算特別委員会
委員長 寺前 尊文

提案理由

ふるさと納税制度による住民税の減収分について、不交付団体への財源補填を求めるとともに、制度運用の在り方について国に見直しを求めるもの。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、
総務大臣

ふるさと納税制度の抜本的見直しを求める意見書

ふるさと納税制度（以下「本制度」という。）は本来、「ふるさとやお世話になった自治体を応援したい」という納税者の思いを可能とするため、他自治体への寄附により納税者が税の用途を選択できる制度である。しかし、平成20年度の制度開始から17年目を迎えた現在、返礼品や節税を目的とした利用者ニーズの高まりから、自治体間の返礼品競争は過熱して今や官製ネットショッピングの様相を呈しており、本来の趣旨とは全く異なる運用となっている。

本制度により、地場産業の活性化や被災地の復興支援に寄与した効果は認めるものの、納税者が住所地とする自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附を名目に自治体間で移転させる財源移譲は、受益と負担という地方税の原則をゆがめている。

返礼品を目的とした寄附の増加により、都市部の自治体財政に与える影響は甚大であり、普通交付税の交付団体に対しては住民税の減収分のうち4分の3が補填される一方、本市のような不交付団体には実質的な補填がないことから、行政サービスの低下につながりかねない状況となっている。

本制度による本市の市民税の減収額は、令和5年度で9.8億円、ワンストップ特例制度の導入により住民税から所得税分の控除が実施された平成27年度以降の累計では9年間で49.3億円に上る。減収額は年々拡大傾向にあり、これ以上の本市からの財源流出は到底看過できるものではない。

国におかれては、創設時の趣旨から乖離した運用となっている本制度を抜本的に見直し、全ての自治体が一定水準の行政サービスを提供し続けるため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望するものである。

記

- 1 ふるさと納税制度は、受益と負担という地方税の原則や、寄附本来の趣旨に立ち返り、制度の抜本的な見直しを行うこと。
- 2 住民税の減収分については、不交付団体を含む全ての地方自治体に対して、全額国庫負担により財源を補填すること。
- 3 住民税の控除額（特例分）の上限設定の引下げや、返礼品割合のさらなる引下げなどにより、節税や返礼品を目的とした制度利用を抑制すること。

4 ワンストップ特例での所得税控除相当額について、住所地における地方自治体の住民税から控除する仕組みを撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会